

意匠登録要件，出願，審査・審判 意匠② p223～229

意匠登録要件 ① 物品性 ② 形態性 ③ 視覚性 ④ 美感

1 工業上の利用性

量産可能，除かれるもの（天然物，絵画，彫刻などの著作物）

2 公知意匠に類似する意匠

物品同一，物品類似 形態同一，形態類似

3 新規性喪失の例外（4条）

4 創作非容易性（3条2項）

5 先願主義（9条）

6 拡大先願（3条の2）

7 不登録意匠（5条） 公序良俗，他人業務と混同，機能確保

8 保護主体

9 出願，審査，審判

願書，図面， 1意匠1出願，組物の意匠，秘密意匠

第三条（意匠登録の要件）

工業上利用することができる意匠の創作をした者は，次に掲げる意匠を除き，その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において，頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは，その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については，前項の規定にかかわらず，意匠登録を受けることができない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は，その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については，同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

（組物の意匠）

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は，組物全体として統一があるときは，一意匠として出願をし，意匠登録を受けることができる。

（秘密意匠）

第十四条 意匠登録出願人は，意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して，その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。